

埼玉県農林水産受託試験事業実施要領

平成10年	3月31日	農林部長決裁
平成16年	7月28日	一部改正
平成20年	8月6日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成27年	4月1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、農業技術研究センター、茶業研究所、水産研究所、寄居林業事務所及び病害虫防除所（以下「研究機関等」という。）が、試験の実施について外部から委託を受ける際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において「受託試験」とは、研究機関等が委託を受けて実施する試験で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受託試験の対象者)

第3条 受託試験の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 埼玉県内に住所を有し、農林水産業を営むもの
- (2) 農林水産物を加工、販売するもの、農林水産物を生産、加工、販売するための資材、機器、設備の生産、販売を行うもの又は環境の保全に資する事業を行うもの
- (3) 前各号に掲げるものが組織する団体及び前各号に掲げるものを支援する団体

(受託試験の基準)

第4条 受託試験は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 農林水産物の生産、加工、販売における安全安心の確保、埼玉県（以下「県」という。）の農林水産業の振興又は環境の保全に資するものであること。
- (2) 研究機関等の所掌事務であること。
- (3) 研究機関等の業務の遂行に支障を生じないものであること。
- (4) 目的とする成果を得ることの合理性に疑義がないこと。

(受託試験の申込み)

第5条 受託試験を委託しようとするものは、受託試験事業申込書（別記様式）を研究機関等の所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

(受託契約の締結)

第6条 所長は、試験を受託することが適当と認めるときは、主務課長と調整の上、予算化を図るとともに、委託者と受託試験の契約に係る事務を、別記標準様式により行うものとする。

2 当該契約は、埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則第6条の規定により、実施機関の長の専決事項とする。

(受託料の納付等)

第7条 前条に規定する契約を締結した委託者は、受託料の全額を一括して、所長が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付するものとする。

(設備等に係る権利の帰属)

第8条 受託料により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(受託試験の中止)

第9条 県は、天災その他やむを得ない事由により受託試験を継続することが困難となる場合は、中止通知書を提出し、これを中止することができるものとする。

2 前項の規定により受託試験を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に受領した受託料に満たないときは、速やかにその差額を委託者に返還するものとする。

(契約の解除)

第10条 県は、委託者が本要領又は契約書の各条項に違反したときは、契約を解除することができるものとする。この場合において、既に受領した受託料は返還しない。

(受託試験の実績報告)

第11条 県は、受託試験を完了、中止又は解除したときは、受託試験の実績報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

(著作権)

第12条 受託試験の試験成績書に係る著作権は、県に帰属するものとする。

(産業財産権)

第13条 県の職員が受託試験において発明、考案したときは、特許及び実用新案を受ける権利、並びにそれに基づく特許権及び実用新案権（以下「産業財産権」という。）は、県と委託者の共有とする。

2 前項の産業財産権の設定に関する事務は、埼玉県職員の職務発明等に関する規則（昭和43年埼玉県規則第40号）に定めるところにより行うものとする。

(受託試験結果の公表)

第14条 県は、産業財産権を設定又は保持しようとする場合を除き、試験成績書等により試験結果を公表することができるものとする。

(適用除外)

第15条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の一部を受託試験又は委託者に適用しないことができる。

(1) 委託者が国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）である場合

(2) 委託者が国等以外の者であって、国等からの補助金等により実施する研究を再委託する場合

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、受託試験事業に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式

年度農林水産受託試験事業申込書

年 月 日

(あて先)
(当該研究機関名) 所長

住所

氏名

印

法人その他の団体にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

下記の試験を委託したいので、埼玉県農林水産受託試験事業実施要領第5条の規定に基づき、申し込みます。

記

1 試験題目

2 試験目的

3 試験内容

4 試験期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 委託金額 円

6 事業概要 (業種、資本金、従業員数、業務内容等)

添付書類

個人の場合にあつては住民票の写し (氏名、住所を記載したもの)、その他の団体にあつては定款の写し

農林水産受託試験事業契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、平成 年度農林水産受託試験事業について、次のとおり契約を締結する。

（受託試験）

第1条 乙は、次に掲げる事業（以下「受託試験」という。）の実施を甲に委託し、甲はその成果を乙に報告するものとする。

- (1) 受託試験の名称 平成 年度 に関する試験
- (2) 受託試験の内容 実施計画書（別記1）のとおり
- (3) 実施機関
- (4) 履行期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（受託料の納付）

第2条 乙は、甲に対し受託試験を行うための経費（以下「受託料」という。）として、金 円を支払うものとする。

- 2 前項の受託料は、この契約締結後に甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付するものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により納入した受託料を、乙が期待した研究の成果が得られなかったという理由で甲に返還を要求することはできない。

（設備等に係る権利の帰属）

第3条 受託料により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（受託試験の変更）

第4条 原則として、この契約の内容は変更しないものとする。ただし、この契約の内容を変更することが必要なときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

（再委託等の制限）

第5条 甲は、受託試験の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

（受託試験の中止）

第6条 甲は、天災その他やむを得ない事由により受託試験の継続が困難なときは、別記2の様式により受託試験事業中止通知書を提出し、これを中止することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により受託試験を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に受領した受託料に満たないときは、速やかにその差額を委託者に返還するものとする。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、既に受領した受託料は返還しない。

- (1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (3) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 乙は、前条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託試験の実績報告）

第9条 甲は、受託試験を完了、中止又は解除したときは、速やかに受託試験事業実績報告書を別記3の様式により作成し、乙に提出するものとする。

（著作権）

第10条 受託試験の試験成績書に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

（産業財産権）

第11条 甲に属する職員が受託試験において発明、考案したときは、特許及び実用新案を受ける権利並びにそれに基づく特許権、及び実用新案権（以下「産業財産権」という。）は、甲及び乙に帰属するものとする。

2 前項の産業財産権の設定に関する事務は、埼玉県職員の職務発明等に関する規則（昭和43年埼玉県規則第40号）に定めるところにより行うものとする。

（特許出願）

第12条 甲及び乙は産業財産権を共有する場合には、産業財産権の出願手続き及び権利保全に関する事務を共同して行うものとする。

2 前項に規定する事務に要する経費の負担割合は甲乙協議の上決定し、甲及び乙はその負担割合に応じて当該経費を負担するものとする。

（受託試験結果の公表）

第13条 甲及び乙は、第11条、第12条の規定により産業財産権を設定又は保持しようとする場合を除き、試験成績書等により試験結果を公表することができるものとする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第14条 乙は、乙が、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（疑義の解決）

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 印

所在地
乙 団体名

代表者名 印

(別記1)

平成 年度埼玉県農林水産受託試験事業実施計画書

実施機関

1 目的

2 実施内容

(予算内容含めて記載)

3 実施期間

年 月 日 ~

年 月 日

(別記2)

平成 年度埼玉県農林水産受託試験事業中止通知書

番 号
年 月 日

委託者 様

埼 玉 県 知 事

平成 年 月 日付け 第 号で契約した受託試験事業について、下記のとおり中止します。

記

1 中止の理由

2 現在までの実施状況

(1) 調査等について

(2) 経費支出について

経費の区分	月 日 現在の支 出済額	残 額	今後の支 出予定額	中止（廃 止）に伴 う不用額	備 考

3 中止後の措置

(別記3)

平成 年度埼玉県農林水産受託試験事業実績報告書

番 号
平成 年 月 日

委託者 様

埼 玉 県 知 事

平成 年 月 日付け 第 号で契約した受託試験事業について、下記のとおり実施したので、第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1 実施内容

(1)調査項目等

(2)試験成績

2 収支決算

(1)収入の部

予算の区分	決 算 額	予 算 額	備 考
受託収入			

(2)支出の部

予算の区分	決 算 額	予 算 額	内 訳